

# 新型コロナウイルスの感染拡大（第6波）を踏まえた対策の強化

通常時（指定等されていない時期）の対策		現在の対策	さらなる対策の強化（案）	
		「まん延防止等重点措置」区域指定期間(R4. 1/21~2/13)		
学校運営	授業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コロナガードは家庭とも連携し、学校における感染防止対策を徹底                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3密回避、常時換気、身体的距離確保、マスク着用</li> <li>・ 「健康チェックカード」による毎日の体調確認</li> <li>・ 共用部分の定期的（1日1回以上）な消毒作業 等</li> </ul> </li> <li>○ 平日・休日問わず、「健康チェックカード」による体調確認の徹底</li> <li>○ マスクを外す機会を極力減らすことの徹底</li> <li>○ 本人及び同居家族等が体調不良時等は登校しないことの徹底                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同居家族等に感染が疑われる場合の対応を徹底</li> </ul> </li> <li>○ 感染リスクの高い活動は、リスクの低い活動と組み合わせ、短時間とするなど工夫（状況に応じ、休止を含め制限を検討）</li> </ul>	（同左） ○ 1人でも感染が判明した場合は、保健所の調査を待たず学級閉鎖等を実施	（同左） ○ すべての学校で、全教職員向けに、感染防止対策に関する動画研修を実施 ○ コロナガード機能の再徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校でのチェック状況を教育委員会事務局で確認</li> </ul>
	フランチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナワクチン接種後も感染防止対策を徹底</li> <li>○ 新型コロナワクチン接種に関する同調圧力や差別等のハラスメントにつながる行為の禁止を徹底</li> </ul>	（同左）	（同左） ○ 大規模接種会場において県立学校教職員等の追加接種を実施（市町村立学校教職員等は市町村で優先接種）
	飲食時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食事前後の手洗い（手指消毒）、マスク着用の徹底</li> <li>○ 対面でない配席、「黙食」を徹底</li> </ul>	（同左）	（同左）
	遠隔授業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集会や発表会等の実施は、オンラインを積極的に活用</li> <li>○ 不安等により登校できない児童生徒に対するオンライン等による学習支援の実施</li> <li>○ 公共施設等を利用した行事は、真に必要なと認める場合、利用施設の感染対策を遵守して実施</li> </ul>	（同左）	（同左） ○ 自宅待機や登校不安など、在宅の児童生徒に対する迅速なオンライン学習支援のため、原則としてタブレット端末を自宅へ持ち帰り
	課外活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 修学旅行は、「修学旅行実施マニュアル」に基づき実施</li> <li>○ 学校行事や校外活動（遠足、就業体験等）は、感染防止対策を徹底して実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 修学旅行の実施は延期又は中止</li> <li>○ 学校行事や校外活動（遠足、就業体験等）は延期又は中止</li> </ul>	（同左）
	部活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部活動における感染防止対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動開始前の健康チェックカードによる健康状態の確認</li> <li>・ 外部訪問者との接触回避</li> <li>・ マスク着用の徹底（ミーティングや休憩、部室利用時等）</li> <li>・ 活動終了後の感染防止行動（終了後の速やかな下校等）の徹底</li> </ul> </li> <li>○ 「岐阜県中学校部活動指針」又は「岐阜県高等学校部活動ガイドライン」に準拠して実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週当たり2日以上休養、少なくとも平日1日、休日1日以上休養日、平日2時間・休日3時間程度の活動</li> </ul> </li> <li>○ 対外試合等は日帰りを基本（「緊急事態措置を実施すべき区域」指定地域を除き、訪問先の感染状況・感染防止対策を確認して実施）</li> </ul>	（同左） ○ 練習時間等の制限 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日4日、2時間以内（2週間以内に全国大会等につながる大会等に出場する場合には限り、土日のいずれか1日3時間以内の活動は可）</li> <li>・ 県内外を問わず、練習試合、合宿等は禁止</li> </ul>	（同左） ○ 部活動の休止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則としてすべての活動を休止（全国大会等に出場する、あるいは2週間以内に全国大会等につながる大会等に出場する場合には限り、教委協議のうえ、平日4日2時間以内、土日いずれか1日3時間以内の活動は可（この場合でも、県内外を問わず、練習試合、合宿等は禁止）</li> </ul>
練習内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染リスクの高い活動は他の練習メニューを組み合わせ、短時間とするなど工夫（状況に応じ、休止を含め制限を検討）</li> </ul>	○ 感染リスクの高い活動は回避	（同左）	
寮・寄宿舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 寮・寄宿舎における感染防止対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チェックリストに基づく感染症対策の遵守・確認を徹底</li> <li>・ 原則一人一室（難しい場合は感染防止対策を徹底）</li> <li>・ 居室利用者以外の者の入室禁止</li> <li>・ 定期消毒の徹底、「健康チェックカード」による体調確認</li> </ul> </li> </ul>	（同左）	（同左）	
日常生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校外の日常生活における感染防止対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康チェックカードによる健康状態の確認を徹底</li> <li>・ 心配な症状（高熱、味覚異常等）がある場合は、学校に連絡の上、医療機関を受診</li> </ul> </li> </ul>	（同左）	（同左） ○ 小学校等の教職員を対象とした予防的PCR検査を実施	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「緊急事態措置、まん延防止等重点措置区域」の指定地域への不要不急の外出自粛</li> </ul>	○ 県内外問わず、不要不急の外出自粛	（同左）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「飲食」リスクへの最大限の注意                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大人数での食事を回避、食事前後のマスク着用</li> <li>・ 「カラオケ」など、集まった飲食等の徹底回避</li> </ul> </li> </ul>	（同左）	（同左） ○ 学校における感染防止の取組みを保護者に周知するとともに、家庭での感染防止に向けた注意喚起を実施	

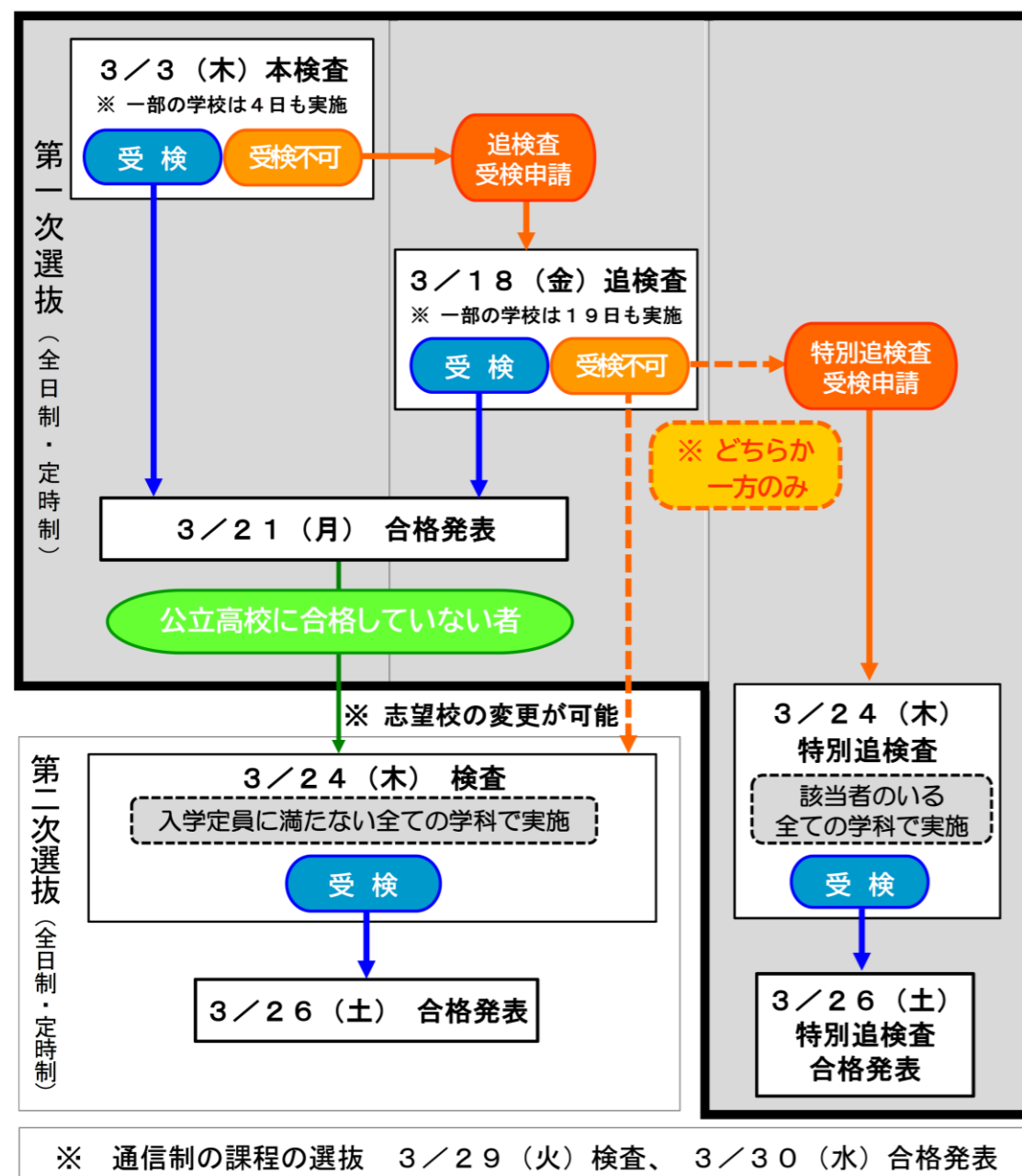
# 公立高校入試における対応について

## 1 公立高校入試における対応

### ◆ 特別追検査の実施（R4年度入学者選抜） ※R4. 1 / 24 発表

第一次選抜に出願した者のうち、新型コロナウイルス感染症への罹患又はその疑いのため、第一次選抜における本検査(3/3、4)及び追検査(3/18、19)に実施する検査を受検できなかった者で、特別追検査措置を希望する者を対象に実施

#### 令和4年度岐阜県立高等学校入学者選抜 関係日程



## 2 濃厚接触者等への対応 ※R4. 1 / 13 発表

文部科学省通知 (R3.12.28付け初等中等教育局長・総合教育政策局長通知) による要請を踏まえ、大学入学者選抜の対応に準じて実施

☞ コロナウイルス感染者の濃厚接触者等となった受検者も、以下に示す一定の条件を満たしていれば別室での受検を可とする

- ① 本人が濃厚接触者となったが、PCR検査等（行政検査）が陰性かつ無症状の場合
- ② 本人が保健所指示によるPCR検査等（行政検査）の対象となったが、無症状の場合
- ③ 同居家族に発熱等の症状があるが、本人が無症状の場合
- ④ 同居家族が濃厚接触者となったが、本人が無症状の場合
- ⑤ 同居家族が保健所指示によるPCR検査の対象となったが、本人が無症状の場合

※ いずれの場合も、公共交通機関を利用せず受検会場に到着することが必要

### ※ 別室受検を可とする濃厚接触者の範囲の考え方等について

(参考)「令和4年度大学入学者選抜実施要項に関するQ & Aの更新について (R4.1.31付け) において、以下の内容が追加

- ・ 濃厚接触者に特定されていない場合、無症状であれば通常通り受験可
- ・ 行政検査が実施できない自治体において、濃厚接触者に特定された受験生について、発熱・咳等の症状がないことを十分確認の上、別室での受験可 (可能であれば、抗原定性検査キットによる陰性確認を実施すること)

☞ 今後取扱い変更の可能性あり

## 教職員への予防的検査・ワクチン追加接種について

### ◆ 小学校等教職員に対する予防的検査について

感染防止対策を強化するため、国の方針において、ワクチン接種の対象外の者が集団生活を送る、小学校や幼稚園等の教職員も予防的検査の対象となったことに伴い、当該教職員への予防的PCR検査を実施する。

#### <対象地域>

- 県全域

#### <対象施設（岐阜市を除く）>

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| ○ 市町村立小学校及び義務教育学校教職員 | 316校    |
| ○ 県立及び市立特別支援学校教職員    | 13校     |
| ○ 市町村立幼稚園、幼保園教職員     | 59園     |
|                      | 計 388校園 |

#### <事業期間>

- 令和4年2月～3月（調整中）

#### <検査方法・頻度等>

- 唾液によるPCR検査
- 各施設月2回（2週間に1回程度）
- 希望者

### ◆ 県立学校教職員等へのワクチン追加接種について

「県立学校教職員等ワクチン接種調整チーム」を県教委内に設け、希望する県立学校教職員等の追加接種（3回目）を促進し、学校における生徒の感染に対する不安を取り除くとともに、教職員等が安心して学校での授業等に対応できるようにする。

#### <対象者>

- 県立高等学校、特別支援学校に勤務する教職員で、1・2回目のワクチンを接種済みの者
- ※ 2回目の接種から6カ月以上が経過している者

#### <接種日程>

- 令和4年3月の土日（3月5日（土）開始）

#### <接種会場>

- 岐阜会場（岐阜産業会館）

#### <使用ワクチン>

- 武田／モデルナ社製

※ 市町村立学校の教職員等については、市町村において優先接種、大学における職域接種を活用。